

[事案 22-92] 契約無効確認請求

平成 23 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

亡母が知らない間に自分を契約者、子供を被保険者とする生命保険に加入していたとして、契約を無効とし既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 12 月に母が死亡し、母が自分の全く知らないうちに、自分を契約者、子供（加入当時 7 歳）を被保険者として生命保険に加入していたことが初めて判った。下記のとおり、契約手続きは、亡くなった母が、自分が知らない間にしたもので、契約は無効であり、既払込保険料と既に受け取った解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 自分は申込書の署名・押印はしておらず、亡くなった母親が手続きしたもので、告知書の親権者欄の署名も自分のものではない。
- (2) 健康確認（面接士扱い）が実施されているが、自分は面接士に面談したことがない。
- (3) 営業担当者と亡くなった母に関連した保険が他に 7 件もあり、うち 4 件は契約者本人の自筆でないと思われる。

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約の締結過程に瑕疵がなかったことが推認され、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集手続全般について、募集担当者・担当元面接士に取扱事情を確認したところ、いずれも取扱いに問題はなかったものと判断され、申立人の主張と相反している。
- (2) 契約内容についても、申立人側の「転換前契約の年払保険料の範囲内で見直したい」との意向に沿って保険設計されたものであり、資産形成機能と保険本来の保障機能のバランスを考えた合理的な内容になっているものと考えられる。
- (3) 契約後 7 年余りが経過し、契約後の保険証券や毎年の通知にて契約内容をお知らせしている。また、既に契約者本人が解約手続きをし、解約返戻金を請求するという有効な契約があることを前提とした行動をとっている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、本件契約は結果において有効となり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件契約が無効であるか否かは、申込書等書面の署名の真偽を確認しなければならないが、本審査会においてはかかる認定（鑑定を必要とする）手続きがないので、この点から本件契約の有効無効を判断することはできない。
- (2) しかし、本件が無権代理行為であると仮定した場合であっても、本人が当該無権代理行為に基づく契約が有効であることを前提とした行為をした場合には、無権代理行為の追認となり、契約は有効となる。民法 116 条本文)
- (3) 本件では、申立人は平成 22 年 8 月に、当該保険契約の解約手続きをし、解約返戻金を受

領している。このように、契約の解約権及び解約返戻金の受領権は、契約者でなければ為し得ない行為であり（もし契約が無断でなされたのであるならば、申立人は保険料を支払っていないはずであり、自分で支払っていない保険料に基づく解約返戻金の返還を請求できる理由はない）、かかる行為は、契約が有効であることを前提とした行為であり、追認に該当する。

- (4) この追認は、契約が有効とするものであるので、被保険者の法定代理人として被保険者同意の無権代理をも追認したことにもなる。

【参考】民法 116 条（無権代理行為の追認）

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない